

平成30年2月28日

第2回 定例総会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第2回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成30年2月28日(水)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	6	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	7	農地法第3条許可申請について
4	8	農用地利用集積計画の調整について
5	9	農地法第52条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供について
6	10	平成30年度農作業標準賃金(案)について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	5 番	鮫 島 裕 次	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 嗣	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成30年第2回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

5番鮫島委員、6番水野委員に、お願いいたします。

日程第1号、会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に日程第2号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第2号議案第6号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページからになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては記載のとおりです。

整理番号5号から21号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんほか17名です。

整理番号22号・23号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんほか1名です。

整理番号24号・25号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号26号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号27号は所有権移転による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号28号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号29号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号30号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号31号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては畑が45筆で67,666㎡です。

以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第2号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号5号及び整理番号31号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号2号

整理番号2号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、187㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、96歳、大阪府にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、81歳、〇〇〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号2号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は〇〇畑かん地区内にあり、〇〇〇〇から南側40mに位置しています。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査結果について、地区担当委員の報告をお願いします。

整理番号2号を、天達委員をお願いします。

8番(天達委員) 整理番号2号について報告いたします。

2月14日に譲受人であります〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落に居住する甘しょを中心に栽培する畑作農業者です。

申請地の位置関係につきましては事務局の説明どおりです。

申請地北側及び西側は道路、東側・南側は譲受人が耕作する甘しょ畑となっております。

申請地の現況は遊休地ではありますが、権利取得後は〇〇番地～〇〇番地までと一体で甘しょ畑として利用する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農地法第3条許可申請の整理番号2号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、議案第7号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4号議案第8号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は9ページからになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号19-1号から34-2号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外15名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外73名で、設定面積は、田が3筆1,517㎡、畑が135筆156,376㎡、樹園地が12筆12,811㎡です。

次に所有権移転です。議案書は12ページになります。

整理番号5号、譲渡人は薩摩川内市にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。移転面積は3筆で、2,919㎡です。

整理番号6号、譲渡人は兵庫県にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。移転面積は2筆で、2,781㎡です。

整理番号7号、譲渡人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。面積は2筆で324㎡、価格は畝あたり〇〇〇〇円です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号19号の1から34号の2、及び所有権移転の整理番号5号から7号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については原案のとおり承認することに決定いたしました。
議長 議案第 8 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、3 月 20 日を目途に要請してまいります。

次に日程第 5 号、農地法第 52 条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 5 号議案第 9 号枕崎市賃借料情報(案)についてご説明申し上げます。議案書は 13 ページになります。

賃借料提供の区分は各地域農業委員会が地域の実情に応じて区分し、区分毎に農地法第 3 条、農業経営基盤強化促進法第 19 条に規定する農用地利用集積計画により収集した実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、実勢の賃借料を提供することになっています。

本市においては、田、畑、樹園地(茶)の利用状況ごとに基盤整備地域と未整備地域での提供を行っています。

但し、田につきましては賃借件数が少ないため、基盤整備地域と未整備地域の区分をせずに、市全体での提供を行っています。

なお、茶の樹園地につきましては、植栽前の農地については、適用しないこととします。但し、この標準額はあくまでも「目安」であり、生産性及び利用上の問題のある農地については、相互の話し合いで決めていただくこととなります。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 52 条に基づく枕崎市賃借料情報(案)の提供については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました

次に日程第 6 号議案第 10 号、平成 30 年度農作業標準賃金(案)についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6 号、議案第 10 号、平成 30 年度農作業標準賃金(案)につきまして説明いたします。議案書は 14 ページになります。

農作業標準賃金の設定につきましては、毎年見直しを行い農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表をしているところです。

鹿児島県の最低賃金が、平成 29 年 10 月 1 日付で改定され、1 時間あたり 737

円となりました。

本市は、現在一般農作業賃金の日額は5,800円(以上)で、時間単価にしますと725円となり、これは県の最低賃金の時間単価735円を下回り、要件を満たしていません。

鹿児島県の最低賃金737円に8時間を掛けて5,896円となりますが10の位を切り上げて、日額5,900円(以上)に改定したいと考えています。

その他の作業賃金については、次の消費税変更の時期に改定したいと考えております。

標準賃金の設定につきましては、今回、市の農林技術協会(通称技連会)に提案し、平成30年度(案)を作成いたしました。

以上のように改定したいと考えております。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し質疑・意見はありませんか。

4番(眞茅委員) この賃金の一覧表はいつごろ全体的に公表されるわけですか。

毎年チラシが入ってきますよね、いつごろになる予定ですか。

事務局 3月か、これが決定して、次の市報のほうに全部一部ずつ付けます。

今回決定したら次の市報ということですね。

議長 他にありませんか。

事務局 次の農業委員会が決定した次の市報で、全戸に配りたいと思っております。

3番(俵積田広昭委員) 今この賃金表をざっと見た結果、何々がいくらとずっと載ってるでしょう。

〇〇のほうでは一括全部してマルチ張りしたら8,500なら8,500となってるんですよ。

このままいったら20,000円くらいになる計算になりますよ、ロータリーして、マルチ貼って、消毒してという少し高いんじゃないですかね。みなさんどうですか。

うちも近所の人にしてあげるけど一応8,500から9,000円反当もらう。

この計算で行ったら20,000円くらいなりますよ、ざっと。そのところみなさんちょっと審議して下さると助かります。

議長 御意見がある方、挙手をお願いします。

ただ今8番の方からちょっと一貫作業における賃金単価と比べると高くなるんじゃないかというご意見だったんですけど、いかがでしょうか。

5番鮫島委員、一番専門の部分なんですけどいかがでしょうか。

9番(中原委員) これは一応目安的なものであって、あとは集落とかそういうので決まりがあればその方向で今までどおりしたほうがいいんじゃないかとおもいますが。

議長 今9番の方から各地区によってそれぞれの取り決めごともあるかもしれないけど、目安としてこの案でいかがでしょうかということですがどうでしょうか。

それと事務局、すみませんが近隣の市町村の状況はどうなんですか。マルチの部分だけで結構です。

事務局 近隣3市の標準賃金表を今手元にありまして、その中で南さつまにつきましては甘しょ畝たて・マルチは6,500円、南九州市が7,020円、日置市が8,500円となっております。

ただ、日置市につきましては畝たてからマルチ張り同時消毒という項目もございまして、その金額が11,000円となっております。

以上です。

議長 よろしいですか。

ちなみに平成28年度の部分では、以前もらった資料では、甘しょ畝たてがマルチの場合6,170円、本市の場合、南九州市が7,020円、そして指宿市が6,500円から9,000円とちょっと幅もあるんですけど、そういった目安ということで、3番よろしいでしょうか。この賃金表は。

3番（俵積田広昭委員）はい。

事務局 今の意見を取り入れまして、来年はもっとわかりやすいように改革したいと、お願いします、来年。

いろいろ意見がありまして、中には分かりにくいと言うのと、昔と違うというのがありまして、作り変えようと思ったんですが、そこまでちょっと手が回らなくて、他のところも同じようなかんじで作ってるものですから、もうちょっと農業委員会でもんで、どういうふうにした方がいいかということで決めて、いい方法で考えてということで、引継ぎ書に書いておきますのでよろしくをお願いします。

議長 他にはございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、平成30年度農作業標準賃金(案)については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

なお、市民への周知は先ほど局長が申しあげましたように、市の広報誌に折り込んで周知を図りたいと思います。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前9時50分閉会